

社会福祉法人 福岡市民生事業連盟

ケアタウン茶山 (介護予防)短期入所生活介護 料金表

令和6年8月1日改定

要介護度	負担割合	日額の内訳			日額
		基本サービス費	食事代	居住費	
要支援1	1割負担	666円	1,580円	2,066円	4,312円
	2割負担	1,332円			4,978円
	3割負担	1,997円			5,643円
要支援2	1割負担	818円	1,580円	2,066円	4,464円
	2割負担	1,635円			5,281円
	3割負担	2,452円			6,098円
要介護1	1割負担	896円	1,580円	2,066円	4,542円
	2割負担	1,791円			5,437円
	3割負担	2,687円			6,333円
要介護2	1割負担	976円	1,580円	2,066円	4,622円
	2割負担	1,952円			5,598円
	3割負担	2,928円			6,574円
要介護3	1割負担	1,066円	1,580円	2,066円	4,712円
	2割負担	2,132円			5,778円
	3割負担	3,198円			6,844円
要介護4	1割負担	1,151円	1,580円	2,066円	4,797円
	2割負担	2,301円			5,947円
	3割負担	3,452円			7,098円
要介護5	1割負担	1,234円	1,580円	2,066円	4,880円
	2割負担	2,467円			6,113円
	3割負担	3,700円			7,346円

◇加算体制【負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の料金となります。】

加算名称	1割負担	内容
□送迎	206 円 回	送迎を行った場合(片道につき)
■機能訓練体制	13 円 日	専従の機能訓練指導員を配置
■夜勤職員配置(Ⅱ)	19 円 日	人員基準より1名以上多い夜勤職員を配置
■サービス提供体制(Ⅱ)	19 円 日	介護職員に占める介護福祉士の割合が60%超
□緊急短期入所受入	95 円 日	緊急に短期入所利用者を受け入れた時
■介護職員等処遇改善(Ⅰ)	合計単位×14.0%	介護職員等の処遇改善に充てる加算です

※加算は、体制の変更等により算定の種類や可否が変更になる場合がございます。

◇補足事項(共通)

- ・合計月額は端数処理の関係上、若干の誤差が生じます。
- ・基本サービス費は、上記「加算体制」で■(チェック)がついた加算(現在算定している加算)を含んだ金額となります。要支援1, 2の方は、「夜勤職員配置加算」を含みません。
- ・その他、個人の嗜好品等購入費、理美容代、余暇活動材料費、外出行事費用(入場料等)は、別途料金が生じます。

社会福祉法人 福岡市民生事業連盟

(介護予防)短期入所生活介護料金表【減免対象者版】

令和6年8月1日改定

要介護度	負担割合	日額の内訳			日額
		基本サービス費	食事代	居住費	
要支援1	第1段階	666円	300円	880円	1,846円
	第2段階		600円	880円	2,146円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,036円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,336円
要支援2	第1段階	818円	300円	880円	1,998円
	第2段階		600円	880円	2,298円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,188円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,488円
要介護1	第1段階	896円	300円	880円	2,076円
	第2段階		600円	880円	2,376円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,266円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,566円
要介護2	第1段階	976円	300円	880円	2,156円
	第2段階		600円	880円	2,456円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,346円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,646円
要介護3	第1段階	1,066円	300円	880円	2,246円
	第2段階		600円	880円	2,546円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,436円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,736円
要介護4	第1段階	1,151円	300円	880円	2,331円
	第2段階		600円	880円	2,631円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,521円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,821円
要介護5	第1段階	1,234円	300円	880円	2,414円
	第2段階		600円	880円	2,714円
	第3段階①		1,000円	1,370円	3,604円
	第3段階②		1,300円	1,370円	3,904円

【減免の主な対象者について】

- ・第1段階(市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、境界層該当者、生活保護受給者)
- ・第2段階(市町村民税世帯非課税であって、[合計所得金額+年金収入額≤80万円/年]を満たす者、境界層該当者)
- ・第3段階①(市町村民税世帯非課税者で、[合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下]の者、境界層該当者、市町村民税層における特例減額措置の適用がある者)
- ・第3段階②(市町村民税世帯非課税者で、[合計所得金額+年金収入額が120万円超の者、境界層該当者、市町村民税層における特例減額措置の適用がある者)

※生活保護受給者以外では、併せて預貯金額が一定額以下であることが必要です。